

「七ヶ浜町デイサービスセンター」運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人千賀の浦福祉会が設置する七ヶ浜町デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「指定通所介護等サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護者、要支援者又は基本チェックリスト該当者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所介護等サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定通所介護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 指定介護予防・日常生活支援総合事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 指定通所介護等サービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定通所介護等サービスを行う事業所の名称、所在地及び区分は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 七ヶ浜町デイサービスセンター
- （2） 所在地 〒985-0803 宮城県宮城郡七ヶ浜町花刈浜字高山25番3
- （3） 区 分 通常規模型通所介護・第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者（所長） 1名

管理者は、事業所の職員を指導監督し、指定通所介護等サービスにかかわる業務管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

- ①生活相談員は、利用者の希望、心身状況、生活環境を踏まえ、機能訓練等の目標とそれを達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画書を作成するとともに、その実施状況及び目標の達成記録を行う。
- ②利用者及びその家族の日常生活の相談及び指導。
- ③指定通所介護等サービスに係る業務全般。
- ④指定通所介護等サービスに係る関係市町、地域の保健・医療、福祉サービス業者との連絡調整。
- ⑤事業所内職員との連絡調整。

(3) 介護職員 利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上

- ①通所介護計画に基づく利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な介助。

(4) 看護師又は看護職員 1名以上

- ①利用者の健康管理及び保健衛生並びにリハビリテーションの実施。
- ②利用者及びその家族の日常生活の医療相談及び指導。
- ③利用者の主治医などの関係機関との連絡調整。

(5) 機能訓練指導員（看護職員兼務） 1名以上

利用者の心身の状況に留意し、機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) その他の職員

その他、必要な職員を置く。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) サービス提供日 月曜日より土曜日までとする。但し、年末年始（12月31日～1月3日）は休業日とする。
- (2) サービス提供時間 午前9時20分より午後4時30分までとする。
- (3) 緊急対応 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 指定通所介護等サービスの利用定員は、30名とする。

(指定通所介護等サービスの内容)

第7条 指定通所介護等サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入 浴

- (3) 機能訓練
- (4) レクリエーション
- (5) 健康状態の確認
- (6) 生活相談
- (7) 送迎
- (8) その他日常生活に必要な支援及び介助

(利用料等)

第8条 指定通所介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は各市町村の介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱が定める額とし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 食費：昼食代 1食当たり700円（おやつ代含む）

(2) 日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

3 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の指定通所介護等サービスの実施地域)

第9条 通常の指定通所介護等サービスの実施地域は、多賀城市・塩釜市・利府町・七ヶ浜町・仙台市宮城野区の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ会議システムを活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 主治医から指示事項等がある場合は、管理者又は職員に申出ること。

(2) 体調不良等により指定通所介護等サービスの利用に適さないと判断される場合には、サ

サービスの提供を中止する場合があること。

- (3) 利用者はサービスの機能と内容をよく理解し、積極的に活用すること。
- (4) 利用者は、定められた場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 施設内及び送迎車の中での、政治、宗教活動は行わないこと。
- (6) 緊急時や災害等の場合は、職員の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定通所介護等サービスの提供中に緊急事態が発生した場合は、次のとおり対応する。

- (1) 指定通所介護等サービスの提供中に利用者の急変があった場合は、看護師等による応急救置を講じるとともに、主治医などと連絡をとりながら必要な措置を講じる。また、職員は、直ちに家族との連絡をとり症状等の説明を行う。
- (2) 送迎中に交通事故等が発生した場合は、携帯電話等により事業所に事故内容を通報するとともに、警察及び救急車の要請の有無についても報告すること。報告を受けた事業所職員は関係施設内の看護師等の職員を現場に派遣し、必要な措置を講じること。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情対応)

第14条 事業所に対する苦情については、次のとおり対応する。

- (1) 事業所は、その行った指定通所介護等サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- (2) 利用者又は代理人が提供されたサービス等について苦情を申し出た場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善方法について利用者又は代理人に報告するものとする。
- (3) 苦情申出窓口は、別に定める「重要事項説明書」のとおりとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第15条 管理者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 事業所に虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は、管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談

及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通知、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施できるものとする。

- 4 職員は、年1回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、管理者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 事業所は、指定介護等サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載した記録を作成する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第17条 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執

行体制についても検証、整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年1回

2 職員は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密事項を漏らしてはならない。

3 職員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定通所介護等サービスの提供に関する記録を整備し、保管する。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成15年 4月 1日から施行する。

平成17年10月 1日から施行する。

平成18年 4月 1日から施行する。

平成18年 4月14日から施行する。

平成20年 4月 1日から施行する。

平成21年 4月 1日から施行する。

平成21年 5月 1日から施行する。

平成21年 9月 1日から施行する。

平成21年12月 1日から施行する。

平成24年 4月 1日から施行する。

平成24年11月 1日から施行する。

平成27年 4月 1日から施行する。

平成30年 4月 1日から施行する。

令和 元年10月 1日から施行する。

令和 4年 4月 1日から施行する。

令和 4年 7月 1日から施行する。

令和 5年 4月 1日から施行する。

令和 6年 4月 1日から施行する。